

山形市事業者応援金の申請について(郵送)

国の持続化給付金の要件(前年同月比50%以上の売上減少)を満たさないものの、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、売上が減少した事業者の事業継続を応援するための制度です。

【対象者】 ①～③全ての要件に該当することが必要です

- ① 市内に事業所(事務所・店舗)を有する中小企業及び個人事業主(市外居住を含む)
または、市外に事業所を有し山形市内に住所を有する個人事業主
- ② 令和2年3月から5月までの間で、いずれかひと月の売上が、
前年同月と比較して**20%以上50%未満の範囲で減少していること**
- ③ 国の持続化給付金を受給していない、今後受給する予定がないこと

【給付額】 1事業者あたり20万円(事業所数・店舗数にかかわらず)

【申請期間】 令和2年7月13日から9月30日まで(郵送にて必着)

家賃支援給付金について(オンライン申請 7/14～)

売上減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代家賃の負担軽減を目的とした制度です。

【対象者】 ①～③全ての要件に該当することが必要です

- ① 2019年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業継続の意思がある法人、個人事業者
- ② 令和2年5月～12月の売上高について、1か月で前年同月比50%以上、
または、連続する3か月の合計で前年同期比30%以上
- ③ 事業のために占有する土地・建物の賃料があること(駐車場・資材置き場等含む)

【給付額】 法人 最大600万円、個人事業者 最大300万円を一括支給
(申請時点の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した額の6ヶ月分)

算定方法	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+【支払賃料の75万円超過分×1/3】
個人	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円以上	25万円+【支払賃料の37.5万円超過分×1/3】

★ 持続化給付金の対象拡大(6月29日より申請可能になっています)

- ① 「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者(業務委託契約等に基づく事業活動)」
 - ▶ 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではないこと
 - ▶ 今年の対象月の収入が昨年の月平均収入と比べて50%以上減少している
- ② 「2020年1月～3月の間の新規創業者」
 - ▶ 創業月から3月までの月平均収入と比べ、対象月の収入が50%以上減少している

★ 雇用調整助成金 コロナ特例が拡充されています

緊急対応期間が9/30まで延長され、4/1にさかのぼって下記の特例が適用されます。

- ▶ 解雇しない場合の助成：原則9/10→10/10
- ▶ 助成上限額：8,680円/日→15,000円/日

担当 吉田 天口所長 加藤(滋)

得バックナンバーはこちら

AMAGUCHI パートナース



または

天口会計事務所



でも可



税理士法人

AMAGUCHI パートナース

<https://amaguchi.com/category/oshirase/>

TEL : 023-625-2773